「特許行政年次報告書2015年版」について

~130年の産業発展を支えてきた産業財産権制度~

特許庁総務部企画調査課企画班 調査係長 米倉 秀明

特許庁は、2015年6月12日に、「特許行政年次報告書2015年版」を公表しました。「特許行政年次報告書」とは、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報等とともに取りまとめたものです。具体的には、国内外の出願・登録状況や審査・審判の現状、特許庁での審査・審判等における取組、特許庁が行っている各種支援・施策、国内外における知的財産をめぐる環境の変化、国際的な枠組みの中での我が国の取組などを掲載しております。

2015年は日本で産業財産権制度が確立されてから130年となる節目の年です。これまでに登録された特許の件数は約530万件¹に上ります。これは米国に次いで世界で2番目に多い件数であり、これらの特許が日本の産業を支えてきたと言っても過言ではありません。そのため、「特許行政年次報告書2015年版」では、サブタイトルを「130年の産業発展を支えてきた産業財産権制度」と題し、冒頭特集として、初代特許庁長官の高橋是清から始まる産業財産権制度と産業の発展との関わりや近年の知財動向について紹介する「産業の発展を支える知的財産」を掲載しています。加えて、今後の知的財産政策の方向性と具体的取組についても紹介しています。

本稿では、第 I 章において、「知的財産を取り巻く環境の変化」、「世界最速・最高品質の知財システムの実現」及び「我が国の新たな取組と国際的な動向」という3つのテーマに沿って、「特許行政年次報告書2015年版」のポイントを紹介します。次に、第 II 章において、「特許行政年次報告書2015年版」に関する補足情報を紹介します。

I.「特許行政年次報告書2015年版」のポイントの紹介

1. 知的財産を取り巻く環境の変化

a. 多様化する知的財産戦略

経済のグローバル化や新興国市場の拡大等を背景に、我が国企業のグローバル展開は進展しています。このような環境下では、単に各国に多数の特許を出願して権利化するような従来型の知財マネジメントでは競争力の維持が困難になっており、競争の変化に対応した戦略的な知財マネジメントの実施が求められています。そして、市場のグローバル化、商品のライフサイクルの短縮化に伴い、企業の知財戦略は多様化しています。

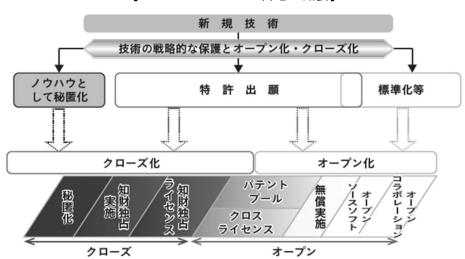
多様化した企業の知財戦略の一つに、「オープン・クローズ戦略」があります。企業が自社の利益拡大のために、自社の知的財産を秘匿する、あるいは、排他的実施権を確保する等の「クローズ」により独占状態を構築することと、自社の知的財産を「オープン」にして他者が利用できる

^{1 2015}年3月末時点で5,273,260件。

ようにすること(例えば、技術を標準化して誰もが利用できるような状況とすること)を戦略的 に組み合わせる戦略のことです。

クローズ化には、特許等を利用した知的財産の独占によるクローズと、ノウハウ等の秘匿を利用したクローズとがあり、それぞれメリットとデメリットがあるため、使い分けが求められます。特許等を利用した知的財産の独占には、一定期間譲渡可能な排他的独占権を取得できるメリットがある一方で、出願内容が公開されるため自社の開発動向が他者に知られたり、周辺特許を他者に取得されるデメリットがあります。ノウハウ等の秘匿には、保護期間の制限もなく差別化を図ることができるメリットがある一方、他者の独自開発やリバースエンジニアリングにより独占ができなくなることがあるデメリットがあります。秘密管理が難しい技術、他者の追従が容易な技術については特許等を利用した知的財産の独占が選択され、製造プロセスについては秘匿が選択される傾向があるようです。

オープン化によって他者に自社の知的財産を利用させる手段としては、標準を利用したオープン化、特許を利用したオープン化、あるいは両者を利用したオープン化があり、それぞれにメリットとデメリットがあります。標準を利用したオープン化には、市場拡大というメリットがある一方で、標準化した領域には他社が容易に参入可能となり市場での競争が激化するというデメリットがあります。また、特許を利用したオープン化には、製品の差別化が図れて自社シェアの拡大につながるというメリットがある一方で、競争を阻害することで技術進展が鈍化することがあるというデメリットがあります。そのため、競争優位性をどのように築いてオープン化を図るのかが重要な視点となります。



【オープン・クローズ戦略の概要】

b. 出願年別の特許出願件数、特許登録件数

特許出願件数や審査請求件数は、近年漸減傾向であるものの、出願年別に見た特許登録件数に目を向ければ増加傾向にあります。このことから、出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選を行うことが根付き、企業等における知財戦略において量から質への転換が図られつつあることがうかがえます。